平成15年6月3日 土 壌 環 境 課

土壌汚染対策法の施行状況について

5月15日現在の法の施行状況を全国145の都道府県及び政令市に対し 調査

法第3条第1項に規定する<u>有害物質使用特定施設の使用が廃止</u>された 件数 <u>109件</u>

法第3条第1項に基づく<u>土壌汚染状況調査の結果報告</u>件数 5<u>件</u> (調査の結果、基準を超過し指定区域に指定されたものはなし)

法第3条第1項のただし書に基づき確認を行った件数 25件

法第4条第1項に基づき調査命令を発出した件数 1件

その他、法施行に関する相談受付件数として、

- ・法第3条に基づく汚染状況調査の実施についての事業者等からの相談は、 75件
- ・法第3条第1項のただし書の確認を受けようとしている事業者等からの 相談は、59件
- ・法第4条の調査命令の要件に該当するかどうかについての事業者等から の相談は、106件 などとなっている。

法施行に係る自治体への通知の概要

○「土壌汚染対策法の施行について」 (平成15年2月4日環水土第20号。水環境部長通知。)

十壌汚染対策法の施行に当たっての留意事項全般を解説するもの。

〇「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針について」 (平成15年2月14日環水土第24号。水環境部長通知。)

法の対象外である指定区域以外の土地から土壌を搬出する事業者等が、当該土壌の取扱いについて検討する際に活用するための指針を示すもの。

〇「指定区域から搬出する汚染土壌の取扱いについて」 (平成15年2月14日環水土第25号。土壌環境課長通知。)

「搬出する汚染土壌の処分方法を定める件」(平成15年3月環境省告示第20号) に規定した最終処分場への搬入等の汚染土壌の処分方法及び「搬出する汚染土壌 の処分に係る確認方法を定める件」(平成15年3月環境省告示第21号)に規定し た搬出汚染土壌管理票制度の内容について解説するもの。

〇「土壌汚染対策法に基づく基金への政府以外の者からの出えんについて」 (平成15年4月11日環水土発第030411001号。土壌環境課長通知。)

(財)日本環境協会が3月24日付で定めた土壌汚染対策基金業務方法書において 規定した拠出基準について周知するとともに、土壌汚染対策を講ずる現場におい て、関係者に対して基金への出えんを個別に要請するよう協力をお願いするもの。

〇「土壌汚染対策法第3条第1項の土壌汚染状況調査について」 (平成15年5月14日環水土発第030514001号。土壌環境課長通知。)

施行後に自治体より疑義照会が比較的多かった「法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設」、「有害物質使用特定施設が商業施設の一テナントにより設置されている場合等の調査の方法」、「同一の工場・事業場の敷地として利用されることを理由とする確認」、「一連の工場・事業場の範囲」について、一定の解釈を示すもの。

〇「搬出汚染土壌管理票制度の運用について」

(平成15年5月14日環水土発第030514002号。土壌環境課長通知。)

搬出汚染土壌管理票制度の運用に係る事項として、汚染土管理票の交付、運搬・処分の委託等を搬出実施者に代行させることができることを示すとともに、運搬受託者が複数存在する場合、汚染土壌浄化施設で浄化が終了しない場合についての取扱いを定めるもの。